

人吉市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求をしようとする者（以下「請求人」という。）は、人吉市職員措置請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に事実証明書を添付して、人吉市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、持参又は郵送により行うものとする。

3 代理人が請求書を持参するときは、請求書本文に請求人が自署するほか、代理人への委任状（様式第2号）を添付するものとする。

(請求書の記載事項等の確認)

第3条 請求書が提出されたときは、人吉市監査委員事務局（以下「事務局」という。）において請求書の記載事項及び添付書類について、住民監査請求に係る請求書の記載事項等確認表（様式第3号）等により確認を行い、請求要件に形式的な不備がある場合は補正を求めるものとする。

2 前項の規定による補正は、持参により提出された請求書についてはその場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なもの及び郵送により提出された請求書については請求書の再提出を求めるものとする。

3 事務局は、この条に基づく補正にあつては、請求人の任意で行われるものであることに留意するものとする。

(代表者の選任等)

第4条 事務局は、複数の請求人から同一内容の請求があった場合（以下「共同請求の場合」という。）は、その代表者を定めるよう代表者選任届（様式第4号）の提出を求めるものとする。

2 共同請求の場合における請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

(請求人への通知)

第5条 請求人への通知文等は、郵送する場合は配達証明書付書留郵便等とし、直接請求人に手渡す場合は、受領書（様式第5号）を徴するものとする。

(請求書の受付及び通知)

第6条 事務局は、請求書を受け付けたときは受付印を押印し、その請求書の写し1部を請求人に交付するものとする。

2 監査委員は、前項の受付後、直ちに当該請求の要旨を議会及び市長に通知しなければならない。

3 第3条第2項の再提出が行われた場合は、再提出の日を受付日とする。

(陳述等に関する意向の確認)

第7条 事務局は、請求書を受け付けたときは、請求人に対し、次の各号に掲げる事項について、陳述等に関する意向確認書(様式第6号)により陳述に関する意向の有無を確認するものとする。

- (1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。
- (2) 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。
- (3) 第1号に規定する陳述を行う際の立会人以外の傍聴に関すること。

(請求の取下げ)

第8条 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求の全部又は一部を取下げることができる。

2 前項の規定による請求の取下げ(以下「取下げ」という。)は、人吉市職員措置請求書取下げ書(様式第7号)により申し出なければならない。

3 取下げのあった請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

4 監査委員は、請求が取下げられたときは、議会及び市長に通知する。

(要件審査の補助)

第9条 事務局は、請求書を受け付けたときは、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 請求人について法第242条第1項に規定する住民であることの住民票、法人登記簿等による確認
- (2) 請求の内容審査に係る事実関係

2 事務局は、前項の規定による確認において請求人が住民であることが確認できないとき又は事実関係が確認できないときは、請求人に対し、その確認できる書類の提出を求めることができる。

(要件審査)

第10条 監査委員は、住民監査請求に係る要件審査表(様式第8号)等により請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認めるときは適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていないと認めるときは不適法な請求として却下の決定又は請求人に対し人吉市職員措置請求補正通知書(様式第9号)により期間を定め補正を求めることができる。

2 監査委員は、請求人が前項の規定により補正を行い、要件を満たしたと認められるときは適法な請求として受理の決定をし、期間内に補正を行わず、又は補正したが要件を満たしていると認められないときは不適法な請求として却下の決定をするものとする。

3 監査委員は、請求の受理の決定をしたときは、法第242条第1項の請求に係る市長その他の執行機関又は職員(以下「関係執行機関等」という。)及び請求人に対し、人吉市職員措置請求受理及び監査実施通知書(様式第10号)により通知するものとする。

- 4 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ法第242条第4項に規定する行為の停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、合議により暫定的停止の勧告を行うことができる。
- 5 監査委員は、前項の規定による勧告を行う場合は、法第242条第4項の規定により、理由を付して関係執行機関等に人吉市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書（様式第11号）により勧告し、勧告の内容を請求人に対して人吉市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書（様式第12号）により通知し、かつ、公表しなければならない。
- 6 監査委員は、不適法な請求として却下の決定をした場合は、その旨を請求人に対して人吉市職員措置請求却下通知書（様式第13号）により通知し、かつ、公表するものとする。

（監査の実施）

第11条 監査委員は、監査の実施にあたり監査実施計画を作成する。

- 2 監査委員は、監査の対象となる関係執行機関等から事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により監査を行うものとする。
- 3 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、法第199条第8項に規定する関係人についての調査等を人吉市職員措置請求に係る関係人調査等依頼書（様式第14号）により行うことができる。
- 4 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、法第199条第8項に規定する学識経験を有する者等からの意見聴取を人吉市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書（様式第15号）により行うことができる。

（証拠の提出）

第12条 法第242条第7項に規定する証拠の提出は、陳述の日の前日までに行うものとする。
ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合は、この限りでない。

- 2 証拠の提出は、郵送等によることができるものとする。
- 3 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

（請求人の陳述）

- 第13条 監査委員は、第7条第1号に規定する陳述の機会の付与に係る請求人の陳述の日時及び場所を定め、人吉市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書（様式第16号）を請求人に通知するものとする。あわせて、請求人に人吉市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書（様式第17号）を送付し、陳述の出欠等について回答を求めるものとする。
- 2 請求人の陳述は、請求人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに監査委員に代理人選任届出書（様式第18号）を提出するものとする。
 - 3 共同請求の場合には、監査委員は、陳述をする者の数を3人以内に制限することができる。この場合において、陳述をする者は請求人が選出するものとする。

- 4 請求人の陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 5 前項の陳述は、請求の要旨を補足するものに限る。
- 6 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述をする者が複数の場合にあつては、合計でおおむね1時間以内とする。

(関係執行機関等の立会い)

第14条 監査委員は、請求人から陳述の聴取を実施するときは、請求人の希望により関係執行機関等を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定により立ち会う関係執行機関等は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 立ち会う関係執行機関等は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 4 監査委員は、関係執行機関等の立会いが請求人の円滑な陳述の支障となると認めるときは、関係執行機関等の立会いを制限することができる。

(関係執行機関等の陳述)

第15条 監査委員は、監査を実施する場合において、関係執行機関等から陳述を聴取することができる。

- 2 監査委員は、関係執行機関等の陳述の日時及び場所を定め、人吉市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書又は人吉市職員措置請求に係る陳述に関する通知書(様式第19号)により関係執行機関等に通知する。
- 3 監査委員は、監査の対象となる関係執行機関等が複数の場合は、それらを代表する関係執行機関等に陳述を行わせることができる。
- 4 関係執行機関等の陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 5 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、関係執行機関等が複数の場合にあつては、合計でおおむね1時間以内とする。

(請求人の立会い)

第16条 監査委員は、関係執行機関等から陳述の聴取を実施するときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定による立会いは、請求人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が立会いを行う場合は、立会いの日までに監査委員に代理人選任届出書を提出するものとする。
- 3 監査委員は、第4条第1項の規定による共同請求の場合で、全員が立ち会うことができないと認められるときは、第1項の規定により立ち合わせる者の人数を10人までとすることができる。この場合における立ち合わせる者の選任は、請求人が選出するものとする。
- 4 第1項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 5 第1項の規定により立ち会う請求人は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。

6 請求人は、関係執行機関等の陳述に対し意見があるときは、立会いの日の翌日から起算して7日以内に意見書を提出することができる。

7 監査委員は、第1項の規定による請求人の立会いが関係執行機関等の陳述の円滑な運営の支障となると認めるときは、請求人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(陳述の中止等)

第17条 監査委員は、第13条及び第15条の規定により陳述をする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

2 監査委員は、第14条及び前条の規定により立会いをする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第18条 陳述の傍聴をする者（請求人のうち陳述を行う予定のないものを含む。以下「傍聴人」という。）の定員は10人以内とする。ただし、事情により監査委員は傍聴人の定員を増減することができる。

2 傍聴人は、陳述の当日、傍聴会場に備付けの傍聴人名簿に必要事項を記入しなければならない。

3 傍聴人は、陳述の当日、傍聴人名簿に記載された順に決定するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者は、あらかじめ備付けの傍聴人名簿に所属する報道機関の名称及び氏名を記入することにより、取材のための傍聴をすることができる。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその数を各報道機関につき1人に制限することができる。

(陳述の非公開)

第19条 監査委員は、第13条及び第15条の規定による陳述が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該陳述を非公開とすることができる。

(1) 個人情報に関する事項が含まれるとき。

(2) 本市の行政運営上支障が生じる等の事情があると認めるとき。

(3) その他監査委員が必要と認めるとき。

(傍聴の禁止)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者

(4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者

(5) その他陳述の運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第21条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述や意見表明に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は飲食をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) その他監査委員が指示する必要があると認めること。

(傍聴人の退場)

第22条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 監査委員が、第19条の規定により陳述を非公開としたとき。
- (2) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(陳述の撮影及び録音)

第23条 請求人及び関係執行機関等が行う陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、すべて禁止する。ただし、監査委員は、陳述人及び立会人の同意を得た場合において、陳述開始前に限り写真等の撮影を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、事務局職員に陳述の内容を録音機器等により録音させることができる。

(監査結果の決定)

第24条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果等の通知及び公表)

第25条 監査委員は、監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会、関係執行機関等に対し必要な措置を講ずべきことを人吉市職員措置請求監査結果に係る勧告書（様式第20号）により勧告するとともに、当該勧告の内容を人吉市職員措置請求監査結果に係る勧告に関する実施通知書（様式第21号）により請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。
- (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を人吉市職員措置請求監査結果通知書（様式第22号）により請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。この場合において、監査委員は当該書面の写しを関係執行機関等に送付するものとする。

2 監査委員は、不適法な請求として却下の決定をしたときは、理由を付してその旨を人吉市職員措置請求監査結果通知書により請求人に通知し、かつ、公表するものとする。この場合において、監査委員は当該書面の写しを関係執行機関等に送付するものとする。

(措置結果の通知及び公表)

第26条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会、関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項を通知し、かつ、公表しなければならない。

(補則)

第27条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月18日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

人吉市職員措置請求書

人吉市長（何委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住所

氏名（※自署）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

人吉市監査委員 宛

※氏名は自署（視覚障害者の方が、公職選挙法施行令別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

※縦書きでも構いません。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

委 任 状

人吉市監査委員 宛

委任者（請求人） 住 所
氏 名

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項

- ・ 人吉市職員措置請求書及び添付書類の提出に関する一切の件

受任者（代理人） 住 所
氏 名

様式第 3 号（第 3 条関係）

住民監査請求に係る請求書の記載事項等確認表

チェック	確認項目
	請求書は人吉市の定めた様式第 1 号を使用しているか。
	請求年月日が記載されているか。
	提出先の宛名が記載されているか（人吉市監査委員宛）。
	請求人の住所は、人吉市内の住所が記載されているか。
	請求人の氏名が自署されているか。
	請求の要旨が記載されているか（内容については要件審査で行う）。
	事実証明書が添付されているか（新聞記事等でよい）。
	請求人の電話番号を聞いたか（下記に記入）。
	受付後、内容について審査し不備な点があった場合、補正してもらう旨、説明したか。
	監査請求ができる要件が備わっていない場合、却下する場合がある旨、説明したか。
	請求書を受理した場合は、監査の受理及び実施通知書を送る旨、説明したか（受付と受理の相違）。
	代理人による請求書持参の場合、委任状は人吉市が定めた様式第 2 号を使用しているか。

【受付者名】 _____

【受付年月日】 _____ 年 月 日 / 午前・午後 時 分

【請求人／代表者の住所】 人吉市 町 番地

【請求人／代表者の氏名】 _____

【請求人／代表者の電話番号】 _____

様式第4号（第4条関係）

代 表 者 選 任 届

代表者 住 所
氏 名
連絡先

上記の者を代表者として選任しましたので、人吉市住民監査請求に係る通知等は、上記代表者を通じて行ってください。

【請求人】

氏名（自署）	住所
	人吉市
	人吉市
	人吉市
	人吉市
	人吉市
	人吉市
	人吉市

年 月 日

人吉市監査委員 宛

※請求人が多数で請求人欄に記載できない場合は、別紙にて提出してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

受 領 書

人吉市監査委員 宛

住所

氏名

地方自治法第 2 4 2 条の規定による住民監査請求についての下記の通知等を受け取りました。

受領した通知等の件名：

年 月 日（受領時刻 時 分）

※請求人が必要事項を記入し、自署してください。

陳述等に関する意向確認書

1 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるため、証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないとされています。

（1）証拠提出の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

（2）陳述の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

2 地方自治法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。

監査委員は必要があると認めるときは、請求人又は関係執行機関等から陳述の聴取を行う場合において、関係執行機関等又は請求人を立ち合わせることができます。

（1）請求人の陳述を聴取する際に、関係執行機関等の立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

（2）関係執行機関等の陳述を実施する際に、立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

3 陳述を行う際の立会人以外の者の傍聴に関すること。

監査委員が立会人以外の者の傍聴を可とした場合、請求人又は関係執行機関等から陳述の聴取を行う際、関係執行機関等又は請求人以外の者が傍聴することができます。

（1）請求人の陳述を聴取する際に、立会人以外の傍聴人がいても差し支えありませんか。

【 1 ありません ・ 2 あります 】

※いずれかに○印を記入してください。

※2及び3については、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

年 月 日

人吉市監査委員 宛

請求人 住 所
氏 名

様式7号（第8条関係）

人吉市職員措置請求書取下げ書

年 月 日付けで提出しました人吉市職員措置請求書を取下げます。

年 月 日

住 所

氏 名

人吉市監査委員 宛

※氏名は自署（視覚障害者の方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

住民監査請求に係る要件審査表

受付： 年 月 日

要件審査項目			要件審査の内容及び結果	適・否	
形式 及 び 手 続	請求書の様式	行為者の職氏名、請求の要旨、請求人の住所、氏名（自署）、請求年月日及び監査委員名			
	事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面（様式の定めはなく、新聞記事の切り抜き、写真等でも認められる）			
	請求人の資格	人吉市の住民であれば、未成年者、外国人住民、法人でも請求権を有する（居住期間要件は問わない）			
	行為者（職員）の指定	人吉市の長、委員会、委員又は職員（職・氏名を具体的に記載）			
	請求の期限	①財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年以内 ※ただし、1 年を経過したことに正当な理由があると認められるときは請求可能 ②財務会計上の怠る事実の場合には、その事実が継続している限り、請求期限はない			
行為 及 び 結 果	請求の対象となった行為 （財務会計上の行為）	①違法又は不当な公金の支出			
		②違法又は不当な財産の取得、管理、処分			
		③違法又は不当な契約の締結、履行			
		④違法又は不当な債務その他の義務の負担			
		⑤①～④の行為が相当の確実さで予測される場合			
		⑥違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実			
		⑦違法又は不当に財産の管理を怠る事実			
	違法性・不当性	違法・不当とする事実の主張又は理由の揭示			
	特定性・具体性	請求事項を特定できる程度の具体性			
	損害発生の可能性	行為の結果として財産的損害の発生又はその恐れ			
	必要な措置の内容	当該行為の防止、是正、損害補填のいずれかの措置を求めているかを明記			
	●法第 2 4 2 条の請求としての適否（住民監査請求に係る適法要件具備の有無）				

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求補正通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、下記の事項が不適法なため 年 月 日までに書面で補正するよう求めます。

なお、期限までに補正がないときは、当該請求は却下することがあります。

記

1 補正趣旨

2 補正箇所

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（請求人、関係執行機関等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求受理及び監査実施通知書

年 月 日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、要件審査の結果、要件を満たしていると認め、適法な請求として下記のとおり受理を決定し、監査を実施しますので通知します。

記

1 請求の受理日

年 月 日

2 監査の対象事項

3 監査期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 監査対象部課等

なお、詳細については、追って御連絡します。

様式第 11 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

（関係執行機関等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査
請求については、同条第 4 項の規定により次のとおり勧告する。

（勧告の理由及び内容）

様式第 12 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書

このことについて、別紙のとおり勧告しましたので、通知します。

様式第 13 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

2 却下の理由

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

（関係人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る関係人調査等依頼書

この度、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により、下記のとおり関係人調査等を実施しますので、御協力の程よろしく申し上げます。

記

1 日 時

2 場 所

3 調 査 事 項

4 そ の 他

様式第 15 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

（学識経験を有する者等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書

このたび、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、下記のとおり御意見を賜りたく存じますので、御協力の程よろしくお願いします。

記

1 日 時

2 場 所

3 聴取事項

様式第16号（第13条、第15条関係）（相互に立会いをさせる場合）

第 号
年 月 日

（請求人、関係執行機関等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

また、同条第8項に規定する請求人の陳述の聴取又は関係執行機関等の陳述の聴取に係る立会いにつきましても、下記のとおり通知します。

つきましては、別紙回答書を下記期限までに監査委員事務局へ御提出ください。

記

1 請求人の証拠の提出

（1）日 時

（2）場 所

2 請求人の陳述

（1）日 時

（2）場 所

3 関係執行機関等の陳述

（1）日 時

（2）場 所

4 出欠等の回答期限

5 陳述の立会い及び公開について

（1）請求人の陳述には、関係執行機関等の立会いを予定しております。

（2）関係執行機関等の陳述には、請求人に立ち会っていただく予定です。

（3）陳述は、公開し、傍聴させることがあります。

（4）（1）から（3）までに関しては、監査委員の判断により変更になることがあります。

様式第 16 号（第 13 条、第 15 条関係）（立会いをさせない場合）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 7 項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

また、同条第 8 項に規定する関係執行機関等の陳述の聴取に係る立会いは、行わないこととします。

つきましては、別紙回答書を下記期限までに監査委員事務局へ御提出ください。

記

1 請求人の証拠の提出

- （1）日 時
- （2）場 所

2 請求人の陳述

- （1）日 時
- （2）場 所

3 出欠等の回答期限

4 陳述の公開について

陳述は、公開し、傍聴させることがあります。

年 月 日

人吉市監査委員 宛

請求人 住 所

氏 名

人吉市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書

年 月 日付けで通知のあった陳述の出欠等については、次のとおり回答します。

1 請求人の陳述について

- （1）出席して陳述を行います。
- （2）欠席して陳述は行いません。
- （3）陳述書を提出します。

2 請求人の陳述が公開されることについて（陳述を行う場合における傍聴）

- （1）公開されても構いません。
- （2）公開されることを希望しません。

※いずれかに○印を記入してください。

様式第18号（第13条、第16条関係）

代理人選任届出書

代理人 住 所

氏 名

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任します。

記

委任事項

年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項及び第8項の規定による陳述
及び立会いに関すること。

年 月 日

請求人 住 所

氏 名

人吉市監査委員 宛

様式第 19 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

（関係執行機関等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求に係る陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求
について、同条第 8 項に規定する陳述の聴取は下記のとおりとします。

なお、同条第 8 項に規定する請求人の陳述の聴取に係る立会いは、行わないこととします。

記

1 関係執行機関等の陳述

（1）日 時

（2）場 所

2 陳述の公開について

陳述は、公開し、傍聴させることがあります。

様式第 20 号（第 25 条関係）

第 号
年 月 日

（議会、関係執行機関等） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求監査結果に係る勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施し、その結果に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に関して必要な措置を講じたときは、その旨を必ず下記期限までに監査委員に通知してください。

記

1 勧告の理由及び内容

2 必要な措置を行う期限

様式第 2 1 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求監査結果に係る勧告に関する実施通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求
について、別紙のとおり勧告しましたので通知します。

様式第 2 2 号（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

（請求人） 様

人吉市監査委員

人吉市監査委員

人吉市職員措置請求監査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求については、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 監査の結果

棄却 ・ 却下

2 棄却・却下の理由